教育を受ける権利

文責　嶋田、今津、池田、武田

ディベート論題

1. 領土問題に関する教科書記述の指定は国の思想統制に当たるか。
2. 私立高校の授業料実質無償化を行うべきか。
3. 朝鮮学校への適用を外すことは憲法違反ではないか。
4. 領土問題に関する教科書記述の指定は国の思想統制に当たるか否かについて
5. ＜教科書＞検定基準見直しへ
領土問題に政府見解

文部科学省は2014年7月12日、教科書検定基準について、領土問題などで政府見解を反映した記述とするよう、見直す方針を固めた。 また、法律を改正し、権限を一本化する方針も決めた。 関係者によると、検定基準の見直しは、主に高校の歴史と地理を想定したものであるという。教科書作りに大きく影響する学習指導要領の次回改定を待たず、安倍政権は検定基準と学習指導要領解説書を個別に見直すという異例の手段を使ってまで、教育への統制を強めた。これらの改定で安倍政権は、領土や歴史認識の問題で政府の立場を教えるよう求めた。押しつけは、それだけではない。安倍首相は第一次政権時に教育基本法を改正し、「愛国心」養成を教育目標に盛り込んだ。今回の検定では「教育基本法に照らし重大な欠陥がない」よう合格基準を厳格化。結果、国旗・国歌などの記述が目立つ一方、旧日本軍による残虐行為や中韓などから見た領土や戦争の記述は抑えられた。教科書会社は「変化が急すぎる」といぶかしがる。しかし、結果的に多くの教科書が政権の意向を強く反映した内容になったのは、合格という実利を優先したためだ。その結果、尖閣・竹島などの領土問題は、もとより、『東京裁判』『慰安婦』『南京虐殺』などさまざまな問題で、これまでの記述の書き換えが押し付けられてしまった。そればかりでなく、例えば関東大震災で、警察・軍隊、自警団によって朝鮮人が虐殺されるという悲惨な事実が、東京や神奈川をはじめとする関東各県で実際に行われたにもかかわらず、その記述は、次のようなものに薄められた。

（現在の教科書の記述）清水書院・歴史

＜このとき、警察・軍隊・自警団によって殺害された朝鮮人は数千人にのぼった＞

→（検定意見で変更後）
＜軍隊や警察によって殺害されたものや司法省の報告に記載のない地域の虐殺を含めるとその数は数千人になるともいわれるが、人数については通説はない。＞

このように、教科書の中で、『政府見解』による『注』が付けられている部分を、中学生たちはどのように受け止めるのだろうか？ああ、これは、『お国の方向性に反する部分なのだな。であれば、試験にもおそらく出ないだろうから、この部分は覚える必要がない』。このように考えるのではなかろうか？そして、恐ろしいのは、このように中学1年生のころから、『政府統一見解』を刷り込まれ、物事を考えるときは、『政府統一見解』にしたがって、考えるようにしつけられた子供たちは、やがて18歳になったときは、どのような『ものの考え方』をするように、教育訓練されているだろうか、ということである。私は、安倍首相は彼らを小さいころから、『刷り込み』の対象にして、18歳になったら、『憲法改正』の国民投票で、政府の『改憲提案』を無条件で支持するようにしたいのではなかろうか、というような気がしてしようがない。

文部科学省の教科用図書検定調査審議会（検定審議会）は、2013年12月20日、教科書検定基準の改定案などを了承した。改定案は、11月15日に下村博文文部科学大臣が発表した「教科書改革実行プラン」に基づくものであるが、「教科書改革実行プラン」は自民党・教育再生実行本部の「中間取りまとめ」（2012年11月）及び教育再生実行本部・教科書検定の在り方特別部会の「中間まとめ」（2013年6月）の内容そのままである。政権政党とはいえ、一政党の意見をそのまま取り入れて検定基準を改定するのは文科省が自民党の下請け機関化したことを示すものであり、自民党による教育への「不当な支配・介入」である。しかも、戦後の検定制度を大きく転換する重大な改定を、諮問からわずか1か月、たった2回の審議で決めたことも許しがたい暴挙である。

　検定基準改定案は、社会科（高校は地理歴史科と公民科）について、①近現代史で通説がない事項はそれを明示し、児童生徒が誤解の恐れがある表現はしない、②政府見解や確定判例がある事項はそれに基づく記述をする、③未確定の時事的事項は特定の事柄を強調しすぎない、の３点を加えるとしている。さらに、新検定基準とは別に「審査要項」の「改定」で、全教科について、「教育基本法や学習指導要領の目標などに照らして重大な欠陥があれば検定不合格とする」を追加した。そして、「審査手続き」で、検定申請時に、[教育基本法](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%95%99%E8%82%B2%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%B3%95.html)の趣旨を反映させた工夫点をより詳しく説明する書類を教科書発行者に提出させる、としている。

検定基準改定案は、教科書の内容を政府が隅々まで統制し、事実上の「国定教科書」づくりをめざすものである。さらに、歴史の事実を教科書から消し去り、歴史をわい曲する内容を教科書に書かせ、政府に批判的な内容は教科書から排除することをめざす重大な改悪案である。

文科省は、2014年1月中旬までパブリックコメントを実施し、1月中に新検定基準として告示し、例年より1か月だけ遅らせて5月から申請を受け付ける中学校教科書の検定から実施するとしている。

以下、この検定基準改定案の主な問題点を指摘する。

１．検定基準の改定案は歴史の事実を教科書から削除し、歴史のわい曲を正当化するものである。

　自民党・教育再生実行本部「中間取りまとめ」と教科書検定の在り方特別部会の「中間まとめ」、自民党の衆議院選挙・参議院選挙の公約では、「多くの教科書が自虐史観で偏向している」と主張してきた。社会科の検定基準改定案がターゲットにしているのは、「自虐史観や偏向」した記述であり、対象にされているのは、南京大虐殺（南京事件）や日本軍「慰安婦」、強制連行、植民地支配など日中15年戦争、アジア太平洋戦争時の日本の侵略・加害の記述である。そのことは、次の事実を見ただけでも明らかである。

2013年9月に文部科学副大臣になった西川京子議員は、13年4月10日の衆議院予算委員会で、南京事件はなかったということは自分たち「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」（「教科書議連」）の調査で明らかになった、また、「慰安婦」は当時は合法だった売春の話であり政治的にも歴史学的にも決着していない問題である、それらを教科書に載せるのは「自虐史観」「偏向」だと主張した。また、安倍晋三首相は、野党議員時代の2012年4月10日、自民党文教部会と「教科書議連」の合同会議に出席し、「自分が総理のときに『いわゆる従軍慰安婦の強制連行はなかった』と国会で答弁した、何故それを無視して『慰安婦』を教科書に載せているのか」と文科省担当者を叱責した。

こうした点から見れば、この検定基準は、「南京事件はなかった」や「『慰安婦』は売春婦」などというのも少数説として存在するから両論併記でそれも書け、ということである。さらに、新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会」）の自由社版教科書や日本教育再生機構・「教科書改善の会」の育鵬社版教科書、日本会議の明成社版『最新日本史』などは、検定申請時に「南京事件なかった」という趣旨のことを書いて、検定で修正させられてきたが、今後はその記述を認めるようにするということである。

歴史の事実を教科書から削除し、歴史をわい曲する内容を教科書に書かせるものであり、明らかに近隣諸国条項に違反する。

２．検定基準改定案は「近隣諸国条項」を骨抜き・無効化するものである

　検定基準の「近隣諸国条項」（「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」）は、近現代史について、日本と近隣アジア諸国との関係について国際理解と国際協調を深める立場で書くことを求める条項である。さらに、日本の侵略・加害について歴史的事実であれば検定で削除・修正を求めないという検定基準である。

　安倍首相や下村文科相をはじめ、自民党は「近隣諸国条項を見直す」と主張し、選挙公約にも掲げてきた。しかし、この条項は、1982年に文部省が教科書検定で日本の侵略戦争・加害の事実をわい曲していることがアジア諸国に知られ、中国・韓国をはじめアジア諸国から抗議され、外交問題になった。この時、宮沢喜一官房長官（当時）は、「アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分耳を傾け、政府の責任において是正する」という談話（「宮沢談話」）をだし、外交問題に決着をつけた。そして、この談話に基づいて追加された検定基準が近隣諸国条項である。近隣諸国条項は日本政府のアジア諸国への国際公約であり、日本国民への公約でもある。下村文科相は、今回の検定基準改定では、「近隣諸国条項」の見直しはしていないと述べている。しかし、検定基準改定案は、この近隣諸国条項を骨抜き・無効化し、実質的に廃止するものである。

　安倍政権・自民党がこの近隣諸国条項の見直しを行おうとしていることに対して、アジア諸国、とりわけ韓国・中国からの批判があり、見直しを行えば外交問題に発展することは明らかである。そこで安倍政権は、見直しを先送りして、近隣諸国条項を骨抜き・無効化する検定基準を別に定めて、実質的な見直し（廃止）を行うものである。これは、明文改憲がすぐにはできないので、解釈改憲や国家安全保障基本法の制定などで、事実上9条改憲を行おうとしていることと同じ手法である。きわめて姑息で悪質なやり方であり、断じて許すわけにはいかない。

３．政府見解を書かせ、教科書を政府の広報誌に変え、事実上の「国定教科書化」をめざすものである

　検定基準改定案は、教科書に政府見解や最高裁判所の判例に基づいて書くよう求め、教科書を政府の広報誌に変えようとしている。これは、領土問題について「固有の領土論」や「尖閣諸島は領土問題ではない」などの政府見解を書かせることをねらうものである。さらに、例えば、日本軍「慰安婦」について、第1次安倍政権は「慰安婦の強制連行はなかった」と閣議決定したので、これを教科書に書け、さらに、1965年の日韓基本条約で解決済みというのが政府見解であるから、これを教科書に書けということである。ＴＴＰや消費税、社会保障や労働法制などでも政府見解を書かされることになる。歴史・社会科だけではなく、原発やジェンダー平等教育、家庭科や国語の教材などで、政府の見解と異なるものは排除されることになりかねない。政権が変わるたびに教科書の内容が変わることになり、政府の見解がすべて正しいとは限らないのに、特定の見解を教科書に書かせて子どもたちに押しつけるのはもはや教育ではない。これは「教化」であり、子どもたちをマインドコントロールするものである。これは、事実上の「国定教科書」を狙うものである。

旭川学力テスト事件の最高裁大法廷判決（1976年5月）は、「政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから」、教育は「本来人間の内面的価値に関する文化的営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない」として、「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制することは、憲法26条、13条の規定上からも許されない」と述べている。この検定基準案は、この最高裁判決にも違反するものであり、断じて許されないものである。

４．教育基本法の愛国心条項で教科書を統制することは許されない

　全ての教科書について、「教育基本法や学習指導要領の目標などに照らして重大な欠陥があれば検定不合格とする」という「審査要項」追加は、教科書発行者を威嚇する究極の検定強化の制度である。下村文科相は、「重大な欠陥があれば、個々の内容を審査しないで不合格にする」と説明している。安倍政権が強行成立させた特定秘密保護法は「何が秘密かは秘密」という悪法であるが、この要項もそれと同じ構造である。何が「重大な欠陥か、それは秘密」として理由を明示されないまま不合格にされる。文科相や文科省、政府・自民党が「自虐史観」「偏向」と見なせば、個々の内容の審査抜きで「重大な欠陥」として容易に不合格にできる「一発不合格制度」であり、教科書発行者に与える委縮効果は絶大であり、発行者はどこまでも「自己規制」して、政府の意図通りの教科書をつくることになる。

　検定申請時に、「[教育基本法](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%95%99%E8%82%B2%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%B3%95.html)の趣旨を反映させた工夫点をより詳しく説明する」書類を教科書発行者に提出させる、というのは、教科書発行者に「愛国心教科書」「道徳教科書」作成を強制するためである。2009年3月に文科省が教科書発行者に出した「教科書の改善について（通知）」によって、教科書は教育基本法との「一致」が求められ、社会科だけでなく全ての教科書について、教育基本法第2条の「愛国心」「道徳心」「伝統文化」など5つの条項が教科書のどの記述、内容、教材と「一致」しているかを検定申請時に提出する編修趣意書に書くことが求められている。その結果、教科書の画一化が進み、教科書発行者は「愛国心教科書」「道徳心教科書」づくりを求められている。

　こうした事実があるにもかかわらず、あえてこのようなことを要求する意図は明白である。自民党と安倍政権は、日本の侵略・加害について、歴史の事実を書いた教科書を自虐史観、偏向だと攻撃し、そうした歴史の事実の記述をなくして教科書を「正常化」しなければ、愛国心が育たない、子どもが自国の歴史に誇りが持てない、などと主張している。教育基本法や学習指導要領を根拠に、不合格で脅して、教科書から歴史の事実を消し去ろうとするものであり、教育をゆがめるこのような動向は絶対に容認できないものである。

５．改定に向けた手続き上の問題点

　検定基準改定案は、パブリックコメントの募集を経て新検定基準として告示されるのは早くても1月下旬になる。まず対象となる中学校教科書は、2014年の検定申請（通常は4月、今年は5月）に向けて編集中であり、それも最終段階にある。この時期に検定基準を改定するというのは、試合が開始されてすでに終盤にさしかかったところでルールを変更することに等しい。新検定基準の告示後からでは間に合わないとして、すでに原稿の修正（自己規制）をはじめた発行者もあるという情報もある。教科書検定は、小学校、中学校、高等学校と年度を追って順次行われるので、通常、新検定制度の適用は小学校教科書検定前に、編集作業に十分間に合う時に行われてきた。今回、中学校教科書の検定からルールを変更するというのも異例のことである。このような拙速な改定を強行してまで教科書・教育への国家統制強化を急ぐことは許すことができない。

　以上のように、検定基準改定案は、近隣諸国条項を骨抜き・無効化し、教科書発行者を委縮させて自己規制を強制し、教科書の国家統制強化によって、政府の思い通りの教科書―事実上の「国定教科書」をめざすものである。それは、政権党と政府の見解と異なる見方・考え方を子どもの耳目から遮断し、国家の支配者の見解だけを子どもたちの頭脳に注入しようとするものであり、憲法が保障する思想・表現・学問の自由を侵害し、子どもの学習し成長発達する権利を侵害する重大な憲法違反である。これは、安倍政権が進める「教育再生」の名による教育破壊であり、憲法改悪と一体の「戦争する国」の人材づくりをめざすものであり、怒りをもって抗議すると共に、直ちに撤回することを要求するものである。

＜ディベート①に対する班の意見＞

領土問題に関する教科書記述の指定は国の思想統制に当たるか。

先ほども述べたように、安倍政権による教科書記述の思想統制は深刻なものである。文部科学省による教科書の検定基準改定も政府の領土問題に対する認識も国の思想統制に当たるというべきである。歴史の事実を教科書から消し去り、歴史をわい曲する内容を教科書に書かせ、政府に批判的な内容は教科書から排除することをめざす重大な改悪案である。また、歴史上の我が国についての忌まわしい過去の事実の抹消や他国への威嚇とも言うべきこうような強行手段は国単位での思想統制といっても過言ではない。しかし、歴史上の事実や、子供たちが学ぶべきである我が国の正しい情報について教科書に載せて学習することは決して国の思想統制には当たらないと言えるだろう。その区別としては、非常に境界線が曖昧で考慮するべきことが多く存在するが、内容的な問題がある。歴史の教科書では、アジアとの関係において日本による侵略の記述を減少させ、むしろ戦争を美化しているようにも見えることや、日本中心の歴史観という立場が強まっていることなどの記述があり、公民の教科書では、基本的人権について説明した後に、国とか社会全体などへの奉仕の観点を強く出しているといった保守主義あるいは国家主義に基づく記述がなされている。こういったことは思想統制に当たるのであり、いわば我が国に都合の良いように歴史上の事実を歪曲しているわけだ。また教科書の採択に関して、特に政府・与党の政治家の側からの政治的な圧力が働いていることも問題となっている。各地の教育委員会レベルでも、教科書の採択に関する実質的な権限が教育委員会の側に集中する傾向が進みつつある一方で、国による思想統制は決して許されるべきではないという憲法上の観点から言えば、政治的圧力は問題であり、教科書は、あくまでもできるだけ客観的な事実の記述や情報の提供などを中心とし、ものの見方や考え方などの形成については、あくまでも子どもに対して選択の余地、選択の自由を保障するものであるべきだ。つまり、歴史の事実を客観的な観点から捉え、感情的な情報の錯綜や歪曲は決して許されるべきではなく、そういったことは国の思想統制に当たるのである。しかし、教科書に記述するべき嘘偽りのない客観的な歴史の事実の記述のみを記すことについてはなんら問題はないと言えるだろう。

1. 私立高校の授業料実質無料化を行うべきかについて

○高校無償化と教育を受ける権利

結城忠氏は、現代において高等教育は「準義務」教育の性質を有しているとして、高等教育を受ける権利は私的材としての性格が強く社会権性を弱めて経済的自由権としての性格のほうが強いとされてきたものの、「準義務」教育である高等教育を受ける権利は経済的自由を帯有するものなお社会的基本権の範疇にあるとし、「国・地方自治体はこの権利に対応して、義務教育に準じた範囲・程度の教育・学習条件整備義務を憲法上負っている。」と指摘している。したがって、高校無償化という政策は国が憲法上行わなければならないものであるといえるが、私立学校には適用されるかどうかが問題となる。

＜ディベート②に対する班の意見＞

　全国私教連は「私学は公教育、教育に公平を」をスローガンに、私立高校の実質無償化を求めていて、一部自治体では所得制限付きで制度化されている。この私立高校無償化は憲法的観点から見ても可能であるか。

　私は以下の理由から、私立高校の実質無償化の法的可能性は肯定されるべきだし、無償化を行うべきだと考える。

　第一に、私学の公共性という現代の日本における法的性格を鑑みて、私立高校は「公教育機関・国民教育機関としての私立高校」といえるだろう。現行法制において私立高校は「公教育機関」の性質を帯びておりその点から無償化の要請がある。

　第二に、今日「高校教育を受ける権利」は「準義務教育を受ける権利」として、経済的自由権性を有しながらも、基本的には「義務教育を受ける権利」と同様に社会的基本権に属している。そのため、国・地方自治体はこの権利に対応して、義務教育に準じた範囲・程度の教育・学習条件整備義務を憲法上負っているといえる。

　第三に、憲法26条が保障する「教育を受ける権利」にはその内容として、「私学教育を受ける権利」ないし「私学で学ぶ自由」が当然に含まれているということが挙げられる。この権利は憲法上の基本権として国に保障を求められているのであり、教育基本法8条では「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」との規定もあるが、国・地方自治体は憲法上の基本権としての私学教育を受ける権利とそれに対応した私学教育振興義務があるといえる。

　第四に憲法上の基本原則ともいえる「法の下の平等原則・教育における平等原則」(14条1項)および「教育における機会均等原則」(26条1項)からの要請である。これを受けて教育基本法4条1項では以下のような規定がある。「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず…経済的地位…によって、教育上差別されない。」

　第五に、現代の日本において国公立高校の量的補完型の私立高校がマジョリティをなしており、そこで私学を選択したとしても、現実には私立高校への進学は自由意思によるものではなく、公立高校に入学できないが故の消極的選択による場合が多い。そこで私立高校は国公立高校に入学できなかった生徒の教育の機会を確保し、また国や地方自治体に代わって教育を受ける権利を保障しているという社会公共的な任務を担っているともいえる。この私立学校の役割は公共的便益に資することも期待されている。この5点から私立高校の実質無償化の法的可能性は肯定されるべきであると考える。

　所得制限を設けるべきなどの批判もあるが、教育という性質を鑑みて、一律に無償にするという方法のほうが適合的なのではないか。

1. 朝鮮学校への適用を外すことは憲法違反ではないかについて

朝鮮学校無償化は憲法第八十九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」に反する。したがって、朝鮮学校無償化は憲法違反だとする意見があり、また現在朝鮮学校は北朝鮮の拉致問題への姿勢などから、高校無償化法案の適用範囲から除外されている。以前の民主党政権は認可の方針を示していたが、自民党に政権交代し安倍内閣発足してから、この認可しない方向に転換した。この動向を受け、福岡・広島・大阪での独自の助成金が打ち切られた。毎日新聞は社説で「この生徒たちは、日本に生まれ育った社会の構成員であり、将来もそうだ。高校無償化は「子ども手当」とともに、社会全体で子供の成長を支えるという基本理念に立つ。その意味で子供自身に責任のないことで支援有無の区別、選別をするのは筋が通るまい。」とするなど、多くの批判があった。

**反論** 　この憲法八十九条の「公の支配」という言葉の解釈についてはしばしば私学助成と絡めて議論されてきた。これについては様々な説(厳格説・緩和説・中間説)があるが、おおむね緩い解釈がなされ、私学助成は合憲であると判断されているのが現状であるのだ。例えば昭和61年5月28日千葉地方裁判所判決には「憲法第89条後段に規定する『公の支配』に属する事業とは､国又は公共団体が人事､組織､予算等について根本的に支配していることまでをも必要とする趣旨ではなく､それよりも軽度の法的規制を受けていることをもって足り」としている。朝鮮学校が法的に分類される各種学校は一定の要件を満たすことで地方自治体の認可を得ており、これをもって「軽度の法的規制を受けている(＝「公の支配に属する」)」と解釈でき、憲法違反には当たらない。また無償化について言うならば　これは「教育…の事業」ではなく生徒に支給されるものであるから、その意味でも「憲法違反」という主張は全くの見当はずれとも言うべきである。
そもそも朝鮮学校の助成が憲法違反というなら、朝鮮学校以外の私立高校や各種学校などに対する助成も憲法違反ということになり、いずれにせよ朝鮮学校のみを無償化から除外する理由にはならない。すなわち、現在の朝鮮学校に対する適用外という決断は、政府や国家としての北朝鮮への制裁などの理由が先行していると言える。

＜ディベート③に対する班の意見＞

要するに、朝鮮学校に対する助成及び無償化は憲法違反ではなく、それゆえ他の私立高校や各種学校に対する助成や無償化は認可し朝鮮学校のみ適用外とするのは極めておかしいと言える。我が国と北朝鮮の関係性における問題だけで、将来の我が国の社会の構成員である朝鮮学校の生徒が不利益を被ることは決して正当な判断とは言い難い。さらに、朝鮮学校だけを外すことは、上記で述べたような観点から言っても憲法違反であるといっても過言ではない。正当な憲法89条の解釈や、他の私立学校や各種学校との区別に正しい境界線や、正当な事由がなければ朝鮮学校のみをこの範囲の適用外にすることは許されるべきではないだろうと言える。

参考文献

<http://synodos.jp/faq/1965>

<http://muranoserena.blog91.fc2.com/blog-entry-5015.html?sp>

<http://blogs.yahoo.co.jp/mochimoma/19930758.html>

<http://dametv2.cocolog-nifty.com/blog/2015/04/tbs-1a4d.html>

永井憲一『憲法と教育基本権　新版』勁草書房　1985年

結城忠『憲法と私学教育』協同出版　2014年